

| 平成24年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）                   |                 |                   |                 |           |       |           |
|---|-----------------|-------------------|-----------------|-----------|-------|-----------|
| 招集年月日   | 平成24年9月7日       |                   |                 |           |       |           |
| 招集の場所   | 太良町議会議場         |                   |                 |           |       |           |
| 開閉会日時<br>及び宣告                                   | 開議              | 平成24年9月14日 9時33分  |                 |           | 議長    | 末次利男      |
|   | 閉会              | 平成24年9月14日 11時36分 |                 |           | 議長    | 末次利男      |
| 応（不応）<br>招議員及び                                  | 議席<br>番号        | 氏名                | 出席等<br>の別       | 議席<br>番号  | 氏名    | 出席等<br>の別 |
| 出席並びに<br>欠席議員<br><br>出席11名<br>欠席0名<br>欠員1名      | 1番              | 田川 浩              | 出               | 7番        | 牟田 則雄 | 出         |
|   | 2番              | 江口 孝二             | 出               | 8番        | 川下 武則 | 出         |
|   | 3番              | 所賀 廣              | 出               | 9番        | 見陣 泰幸 | 出         |
|   | 4番              | 末次 利男             | 出               | 10番       | 久保 繁幸 | 出         |
|   | 5番              | 欠員                |                 | 11番       | 坂口 久信 | 出         |
|   | 6番              | 平古場 公子            | 出               | 12番       | 下平 力人 | 出         |
| 会議録署名議員   | 9番              | 見陣 泰幸             | 10番             | 久保 繁幸     | 11番   | 坂口 久信     |
| 職務のため議場に<br>出席した者の職氏名                           | (事務局長)<br>岡 靖 則 |                   | (書記)<br>針 長 俊 英 |           |       |           |
| 地方自治法<br>第121条に<br>より説明の<br>ため出席<br>した者の<br>職氏名 | 町 長             | 岩 島 正 昭           | 環 境 水 道 課 長     | 土 井 秀 文   |       |           |
|   | 副 町 長           | 永 淵 孝 幸           | 農 林 水 産 課 長     | 新 宮 善 一 郎 |       |           |
|   | 教 育 長           | 陣 内 碩 泰           | 税 務 課 長         | 藤 木 修     |       |           |
|   | 総 務 課 長         | 毎 原 哲 也           | 建 設 課 長         | 川 崎 義 秋   |       |           |
|   | 企 画 商 工 課 長     | 松 本 太             | 会 計 管 理 者       | 高 田 由 夫   |       |           |
|   | 財 政 課 長         | 大 串 君 義           | 学 校 教 育 課 長     | 野 口 士 郎   |       |           |
|   | 町 民 福 祉 課 長     | 桑 原 達 彦           | 太 良 病 院 事 務 長   | 井 田 光 寛   |       |           |
|   | 健 康 増 進 課 長     | 田 中 久 秋           | 代 表 監 査 委 員     | 神 尾 隼 人   |       |           |
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり          |                   |                 |           |       |           |
| 会 議 に 付 し た 事 件                                 | 別紙のとおり          |                   |                 |           |       |           |
| 会 議 の 経 過                                       | 別紙のとおり          |                   |                 |           |       |           |

## 平成24年9月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 報告第2号 平成23年度太良町一般会計継続費精算報告について
- 日程第3 議案第46号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第47号 太良町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第49号 平成23年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第50号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第51号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第52号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 平成23年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成23年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 平成23年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第57号 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第58号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第59号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第60号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第61号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 閉会中の付託事件について  
（追加日程）
- 日程第20 意見書第3号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について

- 日程第21 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について  
日程第22 意見書第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）の提出について

---

午前9時33分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、経済建設常任委員長の報告をいたします。

平成24年6月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、7月2日に現地視察を含めて委員会を開催しましたので、その経過並びに結果について報告をいたします。

今回、本委員会は、多良中学校屋内運動場・武道場改築事業に伴う取りつけ道路の工事について、現状を把握するため調査を行いました。

調査の経過につきましては、最初に、工事の状況等について担当課に説明を求めながら現地を視察した後、机上で担当課を交えて実施しましたが、図面や言葉だけではなかなか想像しがたいものが、現地を視察することではっきりと見えてくるもので、委員からは活発な意見が出されましたので、その主な内容を委員会の意見として申し上げます。

一つ、多良小学校グラウンド内にあるトイレを、プールの利用者に配慮しつつ新たな場所に移転建設はできないか。

一つ、入り口部分の河川敷を利用した取りつけ道路の拡幅はできないか。

一つ、中学校にふさわしい校門の設置。

一つ、町の財産である樹木が工事等で処分が必要となった場合、有効活用をお願いしたい。

以上でありました。

そして、8月22日に執行部、担当課と協議をし、その回答を求めましたけれども、町長初め執行部の皆さんは、非常に将来を考えながら、その回答をいただいたところでございます。

回答については、皆さん方に、後だって必要な方は書類等で報告をしたいと思っております。

以上、町当局におきましては、財政等を考慮しながらも、この意見を踏まえ事業実施について具体的な措置を講じられるよう要望をし、経済建設常任委員長の報告といたします。  
終わります。

○議長（末次利男君）

経済建設常任委員長の報告は終わりました。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。  
以上で経済建設常任委員長の報告を終わります。

## 日程第2 報告第2号

○議長（末次利男君）

日程第2．報告第2号 平成23年度太良町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

太良町総合計画の策定業務が完了という報告でございますが、この策定された部数は何部ぐらいの部数を策定されたのか。それと、どのようなところに配布の予定なのか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ちょっと部数については、今資料を持っておりませんので、わかりませんが、配布については各世帯、それから各団体——各学校とかですね、そこら辺に配布をいたしております。  
以上です。

○10番（久保繁幸君）

これが終了の中で、前からの計画の分と、今、計画を終了された時点での主の変更等ほどの辺が変更になったのか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

この総合計画の指標関係については、町民が豊かに幸せに暮らしていくという最終目標を踏まえたところで計画をいたしておりますので、内容的には、どうしたら町民たちが幸せになっていくのかということで計画をいたしております。

第3次総合計画におきましては、将来像が「“自然が生きる・人が生きる 輝きとぬくもりの町～太良町きらり！～”」ということで策定をいたしております、今回は「自然と希

望があふれるまち・たら みんなでつくる いきいき にぎわい拠点」ということで将来像はつくっております。

それと、内容の変化ですけれども、時代がやはり10年過ぎればかなり変わってきます。ちよっと情報のほうで例を申しますと、第3次のときは情報化の推進、それからケーブルテレビ、それからITの講習とか大きな目標を立てて推進をしてまいりました。第4次になりますと、もう既に情報化はかなり進んでおりますので、今度はこの情報化の基盤の有効利用とか、それから行政情報の迅速な伝達。

それから、観光関係にいたしましても、第3次の計画では農林水産業と連携した観光商業の振興とか入っております、直売所あたりの計画もなされております。もう既に、この10年間の中で「たらふく館」とかできておりますので、ここはもう進んでいるということです。

企業課の支援あたりも計画の中に入れてありましたけれども、第4次では、今度は経営の近代化、後継者の育成、また特産品の開発等が図られるように計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

報告第2号 平成23年度太良町一般会計継続費精算報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

### 日程第3 議案第46号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第46号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

小学校の渡り廊下の接続部分の形状変更と、ガラスの仕様変更ということを知っておりますけど、もう少し詳しく説明してもらえないでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

今回の専決処分の具体的な内容ということで説明をさせていただきます。

新校舎と既存の校舎との接続部分に、エキスパンションジョイントのアルミ製を使用しておったわけですが、その部分が消防の調査によって、耐火、要するに火災に強い構造のほうに変更をなささいというような指摘がありまして、ジョイントのアルミ板の外部に被覆を施した部分で、火災に1時間以上、外に火を出さないということで、そのジョイントの部分を変更した部分でございます。

もう1点、擁壁の部分ですけど、これは延長の65メートル、工事、また老朽化によって、工事の途中、崩れたりしておりましたので、今回あわせて工事をさせていただいたところでございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

ガラスについては、どういった変更になっていますか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

失礼しました。お答えいたします。

ガラスにつきましては、接続部分にかかわる部分に網入りのガラスを設置しなさいという指導がありまして、教室、要するに接続ジョイントの関連した部分に、渡り廊下のところにも窓がございましたけど、網入り形状ということで設置をしたような流れになっております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

これは関連になるんですけど、小学校建設したとき、町長のほうから石碑が出てきたということをちょっと、地中のほうから石碑。あれはまだ確認はしていないんですけど、ちょっと気になっておりまして、どんなもので、今どこにあるのか、わかっておりましたら。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

その田川議員おっしゃる分については、7・8災害の折に流されて、復旧して、その分の円柱の石碑——石碑というか、補助、復興に対する、そういう補助とかした名前とかが入っている部分の石碑でありまして、その募金みたいな形ですね。

その設置場所ですけど、国道から校門入って左側に植樹をしているところがございます。その部分に移設をして今立てているという状況でございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

今のと同じようなことですが、緊急を要したため専決処分を行ったものであるというふうに書いてありますが、土木事務所の確認申請だとか、消防署の着工届だとかの書類が当然必要になったと思いますけど、その時点での指摘というのはなかったわけですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

当然、当初、建築基準法上も問題もなく、建築確認の申請もおりておったわけですけど、消防署のほうに消防設備等の設置を提出した際に、その事前に消防署のほうから、校舎のほうに状況確認というか、そういったことで来られた際も、そういった指摘がありまして、先ほど申し上げた形状等の変更をするような状況になったような次第でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

工期としては結構あったわけで、期間が迫っているのも専決というのも、ちょっと不自然のような感じがするわけですね。こういったのは非常に大事なことですので、もっと早くわかって対処すべきじゃなかったかというふうに思いますが、今後の考えを。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この件については重々反省をしております。

業者のほうから、お盆等も迫ってきまして各支払い関係の要請等もあつてきまして、そういった状況も含めて緊急というようなことで処理をさせていただいた状況でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その消防関連のことでお尋ねいたしますが、設定の段階で、こういう渡り廊下とかなんとか、我々の業務も一緒なんですけど、設計の時点ではわかっていないんですか。設計の時点で多分わかっと思うんですが、接続部分、我々のたくさんのお客様とかなんとかあるところは、そういうところの接続部分は絶対そういう消防法に係るですもんね。その辺は設計者のほうはわかっていらっしゃらなかったんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

当初の設計上は問題がないということでした。当初につきましては、パッケージ型を設置するか、室内消火栓を建築法上は個別でみなされるわけですけど、消防法ではそこを接続した場合、一体的な施設とみなすということで、そういった指示がありまして、変更せざるを得なかったというような状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

今、消火栓のお話が出たんですが、1階、2階、消火栓は1カ所ずつですかね。それで、メーターがどれだけの、ホースがどれだけぐらい収納できているのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今、具体的にちょっとメーターを把握しておりませんが、各階に2カ所設置をして、要

するにその延長上重なる、対応できるというように設計上なっております。

以上です。

**○10番（久保繁幸君）**

その消火栓の力、初期消火のときに使う消火栓ですね、仮に先生がいらっしゃらないとき、子供たちも使えるような圧力なのか。それじゃなくて、大人だけしか扱えない圧力なのか、その辺はどのようになっていますか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

今後、消防訓練とかで、実際に子供たちにもそういった体験、形状からすれば通常の消防用の、可搬のそういったホースじゃありませんので、初期消火ということで、パッケージ型を設置しておりますけど、大体3分から4分程度の初期消火の対応をすると。子供でも十分対応ができます。ただ、子供と言いましても、6年生から1年生までおりますので、子供たちには防火意識というか、そういったのを含めて、今後、火災予防を含めて体験、経験を、消防署と連携をとって、火事はあつたらいけませんけど、初期消火にすぐ対応できるような訓練、研修あたりもそこに組み込んでいきたいとは思っております。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第46号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

**日程第4 議案第47号**

**○議長（末次利男君）**

日程第4. 議案第47号 太良町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○7番（牟田則雄君）**

この空き家は、過疎化するに従ってふえる可能性のある条例だと思うんですが、ここに、もし当人が従わなかった場合は行政代執行ができるという内容になっているんですが、行政



代執行した場合その費用は、多分これは、今後こういうことをしなければならぬような案件は、町外において、そこの持ち主とか、そういう関係の人たちがほとんど近くにはおられないという場合が想定されると思うんですよ。

そういうときに、すぐ連絡がとれたりなんかする方は何とかできると思うんですが、もし簡単に連絡がとれなかった場合はこの代執行ができるということが入っていますので、隣近所の人たちから、ここは危のうしてどがんなっとんしてくれんかいということが出てきた場合はこれを適用されると思うんですが、行政代執行したときに、ほかのおられてわかったときには助成をするということもその前の条文で入っているんですが、完全に連絡がとれない案件を行政代執行した場合が、その費用等はどうか考えておられるのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

遠くにおいて、すぐに連絡がつかないというような場合につきましては、その場合でも、まず、それを所有している方の同意をもらわないと処分できないというか、一応してくださいということを言うわけですので、その方を探し出して、遠くにおられてもその方の一応御了承をもらうというふうな形をとりたいというふうに思います。

**○7番（牟田則雄君）**

この条文を見ますと、隣近所の人たちが、危なくてどうしようもないから何とかしてくださいということで受け付けるみたいな条文がその前に入っていますね。その当人からの要望じゃなく、台風とかそういう場合に、もう朽ちくして、それが飛散して危ないから何とかしてくださいという要望があったらこれに対応するというので、何か条例をつくるみたいなことをここに書いてあるわけですよ、中に。探して間に合うならいいんですが、どうしても探しよって間に合わんという場合が、これに一番かかってくると思うんですよ。

そういう場合に、せっかくここに、飛散とかなんとか周り近所迷惑の場合には申し出ていような条文になっていますので、そしたら、それに対応できるようなことを何か考えとってもらわんと、条文では隣の家が危ないからと言うてきてくださいと書いて、あとは探し出して当人の了解をもらわんとどうもできませんということになれば、これは実効性のある条例にはなりにくいと思いますので、そこら辺をもう少し煮詰めて考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

その場合でもちょっと民法との関係があって、いろいろ財産があったりとかされるものですから、どうしても仕方がない場合は、見つからないとか、それで緊急を要する場合については、ちょっとそのときに会議等を開いて、どうするかということをや役場内での会議等に諮って意思決定をして壊すと。大体この代執行にかかった費用については、その管理者、あるい

は所有者の方に、そのかかった費用を後ほど負担してもらおうということでございますので、見つからない場合は、もうそれは役場の、町の負担ということになってしまうこともあるかもしれませんが、大体そういう関連がいろいろありまして、慎重に、この壊すということにつきましては、よっぽどのことがない限りはそこまでいかないというふうに考えています。

**○12番（下平力人君）**

条例というのをつくっても、なかなか執行できないと。これから先、どうしてもできない部分というのは出てくると思うんですよ。そういうときに拡大解釈といいますか、こういうのを活用されるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

先ほど申しましたように、役場内でそういう委員会を開いて、これはどうしても壊す必要があるということを決めた場合につきましては、そういうこともあり得るとは考えております。

**○6番（平古場公子君）**

それにちょっと関連してですけど、空き家ではないですけど、空き家になりつつあるということで、親子2人住んでいて、息子がもう就職して遠くに住んで帰ってこないと。あと親も高齢で大きな病気を抱えて、もういつなるかわからないということで話し合いをしたんですけど、その息子がもう帰る気はないから、二十何坪、そう大した家ではないものですから、親戚で何とかしてくれんねということで親戚で寄ったんですけど、いや、そんなのは要らないと、もう民家から外れて、山ですから要らないと。だったら、もう所有者が放棄をすればいいのか、ちょっとお尋ねをいたします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

所有者が放棄するというにつきましても、それは税務課との関連とかいろいろ出てくるわけですが、放棄されてもその所有者は変わらないですよ。手続上どうかされれば、もうそこは誰かにやるとか、例えば町のほうに寄附をしたいとか、そういうことで完全に手を離れてしまえばいろんな事態が考えらるんですけど、その人が、いや、もう要らんとか、周りの人が要らないとか、そういう状況ではやっぱりその所有者が所有者なので、そういうことから判定をしていかなきゃいけないというふうに思います。

**○6番（平古場公子君）**

そしたら、所有者の人が町のほうにもう提供しますということであれば、法的にのっとってどうかなるということですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

その寄附をしたいとおっしゃっても、町が、その寄附されるものが公共の利益になるとか、いろんな全町民のためになるとか、そういう場合じゃない限りは、それをいただくかどうか、最終的には町長の判断になるんですけれども、太良町も要りませんよというふうな話になったりする可能性が高いと思います。

#### ○6番（平古場公子君）

実は、そのおじさんが病院に3カ月ぐらい入院しなさったとですけど、その間、裏戸をあけて若い人が酒飲んだり、たばこのんだりしていたものですから、一遍、警察問題になったことがあるんですよ。そういったことで、火事でも起こせば山にもうみんな行くから、親戚一同も、これはもう町に寄附したほうがいいじゃないか、そういうことがあれば、可能だったらそのほうがいいじゃないかということで話し合いをしたものですから、ちょっと聞いてみたんですけど、そこら辺どうでしょうか。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、一般的にそういう要らないというようなことになると、競売に出したりとか、いろいろあるじゃないですか。まずは、そういう方法をとられたほうが、最初の手続としては競売に出すとか、そういう手続をとられて、どうしてもといった場合に町のほうに寄附というようなことをおっしゃるかもしれませんが、町のほうは町で余分な財産を持つとか、費用もかかったりするものですから、それは、町のほうが受け取るかどうかは、その場所が、例えば公共の利益に利することが将来できるかどうかとか、そういう判定をした後に、それはもらいましょうとかか、いや、もう要りませんのでという判定を下すというだけの問題だと思います。

#### ○7番（牟田則雄君）

これには勧告できるということを前提みたいなことで、相手がわかって勧告ができるみたいな文章に大体なっているんですが、多分そういう迷惑になるようなところをそのまま放置しているというのは、勧告が届かない相手が多いと思うんですよ、そういう場合。そして、さっきこれを代執行できるというところでは、今度は農道とかなんとかにその家がかかって、もう朽ちくして、そっち側に倒れかかると。これは緊急に何とかしてもらわにやどうにもならないという住民からの緊急な要請、こういうことが今度は考えられるわけですね、このことについては。

そのところをかわって履行できるという、勧告にかわる表示か何かで、それができるような法的なものまで含めて、ここは確実に実行できるような条例になるように中身を、これは現実問題としてふえる問題だと思いますので、しっかりこのところはやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

この問題は非常に難しい問題でありまして、実は遠方におられる地主さんが、そういった目に遭っておられる方がいらっしゃいます。そして、先ほども総務課長が言いましたように、民法との関係で、なかなかその敷地内に入れないでいるというふうなことなんです。それで、何でもかと言えば、その方も法的な関係の方に相談をされたそうですけれども、他人から見れば、ごみとか、廃屋みたいに見えるけれども、中に何かその財産があったんだと、そういったものをどうしたんだと言われるから、あくまでも本人さんの同意をもらわないと敷地内に入っちゃだめですよというふうなことを言われたというふうなことがあります。その方とも私もお話を何回となくさせていただいたんですけれども、この条例をつくるに当たって、実際これを執行するに当たっては、やっぱり町としてもそこら辺をきちっとしていかなと、いつ何どき訴えられたりなんたりするという可能性もありますので、そこら辺はきちっとやっぱり精査をして対応しなきゃいけないというふうなことは考えております。

以上です。

#### ○11番（坂口久信君）

先ほど平古場議員の質問に関連してですけれども、相続人がもう要らないと、そしてまたその身内の方も要らないと、そして町も要らないと。例えば、競売あたりにかけても売れないと。そして、法的にどうなのかはちょっとわからんとですけれども、そうした場合はそのままだけです。そして、いろんな問題が出てくるというような事例も、今回、平古場議員のお話を聞きよれば、なきにしもあらずのような感じもするわけですね。そういう場合の対応は、それはめったなことはないと思いますけれども、そういうところはどうか考えられますか。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほどから何度も言っているように、その建っている場所が公共的に何か危ない、皆さんのけがになるとか、そういう場所であつたらすぐ検討して、そういうずっと朽ち果てていく手前で壊すかどうかという判定とかもせんといかんと思うわけですが、例えば山の中に一軒家でぽつんとあつたりした場合は、そこら辺については朽ち果てるままに、それも他人に危害を及ぼさない状況であれば、そういうのはちょっともう除外というふうな形になると思います。ただ、それがどうしても周りの住民の方々に危害とか、危険が及ぶとか、そういう状況の場合には、要らない要らないとおっしゃった分については、もう当然これは壊したほうがよろしいでしょうとか、そういうのを内部の委員会等で判定をして、行政代執行で壊すなら壊すと。当然その場合は、でも、所有者はいらっしゃるわけですので、その壊した分については請求をさせていただくとか、そういう事例が出てくるものと考えます。

#### ○11番（坂口久信君）

例えば、所有者が亡くなれば、相続人が所有者になるわけですね、多分、普通なら。相続人が要らんということで、親戚の皆さんにこうしてくれというふうなことですね。そして、親戚は要らんと。その地区が例えば山あたりで、崩壊してしまうような、自然的になってしまえば、それはそれで結構ですね、問題はなかかもわかりませんが、その地区あたりはまだまだ民家も少しはあり山も近いと。ひょっとそういう空き家あたりに、聞きよれば中に入って何じゃいかんじゃい問題があったと。今後もそういう問題がなきにしもあらずと。そして、例えば火事でもできたらどうなるのかというような状況ができたとする場合に、そうしたとき町はどがん考ゆっとかなと。非常に難しかて思うとよ。副町長が言うごと対応は非常に難しか、いろんな民法の絡みかれこれあって簡単にはいかん。そういう事例が、例えば今、私の言うようなことが、めったなことではないとは思いますが、ひょっとそうしてそれが空き家になって火事ができたりなんかした場合、本当にその地区にも迷惑がかかるわけですから、そういう場合どう対応するのか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

この条例のとおりいきますと、今の場合のような事例では、本人さんたちが要らないと言っても、所有権というか、それはまだあるわけですので、まず、その助言、それから指導をやりますよね、それから勧告というのをやります。ここまでは行政指導なんです。法的拘束力は全然ないという。もう壊さんですかと、他人の迷惑になりますよということで、その方々がその行政指導を受けてすぐ壊してもらえれば、もうそれでいいんですよ。それは周りの人が困るようなのを放置して知らんぷり、幾ら自分たちは要らないと思っても、その方々にやっぱり責任はあるという、いわゆる所有者、もしくは法定相続人、そういう方はそういう義務がありますので、それはきちんと守ってもらおうと。そういうのが全然、もう全く見つからないとか、かかわる人がなくなった場合には、そこで初めて町とか、そういうものが出ていくというような形になろうかと思えます。

**○9番（見陣泰幸君）**

13条の後のほうに書いてあると思うんですけど、「行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。」とここには書いてあるんですけど、当事者とか管理者がいた場合は、もう最終的執行権というのは、やっぱりその本人さんしかないということですね。ここに書いてありますが、行政が最終的に執行を行うということはなかなかできないという判断をしなきゃいけないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

命令を出しますよね、そこを撤去しろと。それに従わない方については、代執行を行う場合があるということなんです。だから、その命令をまずこっちが出さんばいかんとです。

そこを壊しなさいと——修復をしなさいとか、壊しなさいじゃなくてもいいんですけれども、修復をしろとか、ここが危ないからこうしなさいという命令を出したとに、それを聞かない場合に代執行に行くということなんですよ。

だから、その代執行をするには慎重にやらないと、その中に先ほど副町長も申し上げましたけど、いろんな、いわゆる仏壇とか、そういうものがあったりする場合もあるものですから、慎重に他人の財産権を侵さないような形で、慎重の上にも慎重を重ねた上で決定をして、じゃ壊そうかと。でも、壊したお金についての請求はその所有者の方に行きますよということでございます。

#### ○9番（見陣泰幸君）

いや、今ずっと質問、答弁聞いとして、それはわかるんですよ、慎重にやらなければいけないということは。ただ、最終的に執行権ですよ。それは行政が幾ら言うても、今、副町長が言われたとおり、民法とかそういうとがあるけんが、でけんということを言われたので、やっぱり最終的には当事者しかないのかなという判断を受けるんですよ。ここにはそう書いてあるんですけど——と思うんですけど、どうですか。

#### ○副町長（永淵孝幸君）

見陣議員言われるように、これは本当に処分するに当たっては、本人さん、とにかくまず、先ほど言いますように行政指導を精いっぱいやってみて、できないと。そして、そのとき公益に反する、例えば防災上とか、火災とか、いろいろな危険が伴うようなときは、町がじゃ代執行をやりますよと。そのかわり、あなたに請求はしますよと。そこら辺のやりとりはきちっとやっぱり整理しとかにやいかんと思うわけですよ、後だっていろいろ問題が発生しないように。

ですから、条文的にはできるようにしておりますけれども、かなり難しい部分があって、そこら辺をきちっと整理した上で、これはやらないといけないというようなことは考えております。

以上です。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと補足的になりますけれども、最終的にここを絶対壊さないと、どうしようもないというような場合が来たときは、その方に最終的な通知として戒告書等をやるんですよ。一番最初は命令で壊しなさいと、勧告とかいろいろやりながら、最終的にはもうここは危ないから壊しなさいという命令をやって、それでも聞かない方が出てくると。聞かない方が出てきたらしばらく待って、1カ月から3カ月ぐらいという感じで待つはずなんですけれども、それでも壊さないということになると——壊さない、あるいは修復をしないということになりますと戒告書をやって、もう最終通知ですということやって、それでも壊さない場合は、そこで初めてこちらで代執行をやりますよと、そういう形になるという条例でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

この件につきましては、本年5月から4市4町で論議をされてきたということの報告ではありますが、現在、町内に常時無人というのですか、空き家といいますか、このような対象家屋は何軒今あるのか、把握されておられないのですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

区長さんとか、それからうちの職員等を使って、これはもう確かな数字じゃないですけども、大まかに外から見た目とかそういうので、無人だということを判定したというのが、空き家数としては160軒あります。太良町内にですね。

そのうちに、危険家屋とみなされるような状況ですが、これは区長さんとか、うちの職員が見た目で危険だと思っているわけで、実際、大丈夫な家も含まれている可能性はありますが、それを前提として申し上げますと、その危険家屋とみなされるのが36軒あるということです。

**○10番（久保繁幸君）**

その36軒という中で、36軒が急を要する案件というわけですかね。この件につきましては、25年1月1日からの施行なので、まだなんですけど、その36軒が急を要するというふうな考えでよろしいんですかね。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

先ほど申しましたように、あくまでも区長さんとか、うちの職員が回って、そういうふうに思えたという分が36あると。実際はこれから報告していただいた分の家屋を一軒一軒、調査に行くことになっておりますので、その調査が終わった時点で本当に壊さなければならない家屋がどれくらいあるかというのは、きちんとした形で1月1日の施行前までには把握をしていきたいというふうに思います。

**○10番（久保繁幸君）**

2条の2の件なんですけど、広江の案件、皆さんも御存じと思うんですけど、言いにくいことなんですけど、この案件に多分当てはまるというふうに考えておりますが、今後、この秋口にかけて台風とかなんとか、施行は25年1月1日なんですけど、その前にあそこはどうかならんのかですね。今でも人に危害を与えるような格好をしておりますし、また、私たちの観光業としても、景観も悪いし、どうか指導していただけないかというふうに考えておりますが、その辺はどのように考えておられますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

この条例ができれば、施行されれば、1月1日以降は町のほうから具体的にいろいろ言う

こともできるというふうに思います。ところが、まだ今9月で、あと3カ月程度それまでにありますので、これにつきましては、その他の法律で、例えば建築基準法による勧告、命令とかができるという、それはどういう場合にかと申しますと、違反建築物とか、それから、いろんな壊れそうだから撤去しなさいよとか、そういうのを建築基準法等によって勧告、命令ができるとか、まずそれがあります。

それから、消防法によっては火災の予防上、危険な場合等については除去しなさいとか、それから道路法による命令ということで、交通に支障があるような形になつとるから、そこはもう除去しなさいとか、その法律において今の段階でもできることはできるんですよ。それにつきましては、大体県とか国がそこに勧告とか命令を出していただくというような形はとれるということでございます。

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第47号 太良町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第5～第12 議案第48号～議案第55号**

**○議長（末次利男君）**

日程第5. 議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12. 議案第55号 平成23年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで8議案を一括議題いたします。

質疑に入ります前に、神尾代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

**○代表監査委員（神尾隼人君）**

今年度4月に監査委員に任命いただき、実質5カ月余りで、うまく説明できない点もありますが、平成23年度太良町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、町立太良病院事業会計、定額資金運用基金の運用状況の審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、見陣監査委員と合議により審査意見を集約し、配付いたしております。



す決算審査意見書のとおりであります。要点について申し上げます。

なお、決算書表示の単位は円単位、審査意見書は千円単位となっており、若干数値が異なる箇所がありますが、御了承願いたいと思います。

まず、一般会計と特別会計につきましては、町長より審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から事情聴取による審査、例月検査、随時監査等の資料に基づき審査を実施しています。

審査の結果、平成23年度太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その係数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成23年度決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

予算の執行につきましては目的に沿って執行され、財産に関する調書の中の12の積立基金についても適正に運用され、また、定額資金運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算書は、歳入総額で5,303,981千円、歳出総額は5,218,436千円、また、特別会計の歳入総額は2,037,006千円、歳出総額は2,007,363千円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額7,340,987千円、歳出総額7,225,799千円となり、115,188千円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ると、調定額681,804千円に対し、収入未済額は24,836千円となっており、対前年度比で7,957千円減少し、改善されております。一般会計、特別会計においても適正に執行されておりますが、一部について意見を申し上げます。

「むすび」でも記載しております太良町国民健康保険特別会計についてであります。23年4月1日付で保険料の改定があり、一定の増収に伴い、本年度は12,995千円の黒字となり、また、30,000千円の基金も積み立てられておりますが、高額医療費の増大、新型インフルエンザの発生など想定外の出費を考慮し、健診事業の充実、受診率向上により早期発見・治療に努め、医療費の抑制を図り、今後も保険財政の安定化に向け事業運営が図られることを要望します。

次に、定額資金運用基金の運用状況について3点意見を申し上げます。

1点目は土地開発基金の運用ですが、平成15年度以降動きがなく、定額基金337,000千円は固定化された状況で、現在までペイオフ等の関係もあり決算用預金として預けられておりますが、事業の予定がなければ、多少のリスクはありますが、一般の定期性預金等への預けがえを考慮され、少しでも財源確保に努められるよう要望します。

2点目は育英資金貸付基金の運用ですが、目的に沿った運用を実施されておりますが、一

部償還期限が過ぎ延滞となっている貸し付けも見受けられ、資金の適切な運用を図るためにも延滞解消に努めていただきたいと要望します。

3点目は高齢者等肉牛飼育基金の運用であります。平成21年5月から24年3月まで、償還期限を迎えた貸し付けの延滞額は13,990千円となっていることから、貸付額の回収努力と指導の徹底をお願いします。

なお、一部において分割徴収も実施されており、今後も大いに活用すべきと思慮します。

基金の設置において当初の目的が達成されない状況であったら、今後の運用について内容をよく精査され、名称変更等を含め検討、整理するなど早急な対応、対策を講じられることを要望します。

次に、平成23年度太良町水道事業会計において審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、地方公営企業法など関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また、経済性等を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を実施、また、関係職員からの事情説明、例月検査、随時監査等の資料により審査を実施してきました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては適正に表示されております。

本事業の経営成績を示す損益計算書を見ますと、総収益54,724千円、対前年度比360千円減、総費用42,683千円、対前年度比5,975千円減となり、12,041千円の黒字計上となっております。

今後とも、漏水対策等の対策により有収率の向上に努められ、より一層の経営効率化、事業の健全化に努められるよう要望します。

次に、平成23年度町立太良病院事業会計においての審査結果は、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書や地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示されております。

本事業におきましては、事務長を中心に各部門の職員が一体となり収益確保を目指し、効率的な医療費用の削減、医療機能の確保、補助金の増額確保等の改革プランを実行し、昨年に続き利益計上となり、繰越欠損金は減少しております。

今後とも、本事業が公共の福祉を増進し、計画的で効率的な事業推進、経営の健全化に努められることを要望します。

また、未収金の徴収はもちろんであります。未収金を発生させない対策も必要と思われ、今後も回収に努力され、未然防止に努めていただきたいと思慮します。

次に、平成23年度太良町財政健全化及び水道事業会計健全化並びに町立太良病院事業会計健全化判断の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営を実施されていると認めます。

最後に、今後も厳しい財政運営が予想され、町税等の未収金減少対策等を講じられ、自主

財源確保を図り、計画的かつ効率的な運営を図られるよう要望します。

以上で、平成23年度太良町各会計及び企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

以上で代表監査委員の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号から議案第55号までの8議案につきましては、正副議長を含め10名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第55号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査と付することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番田川君、2番江口君、3番所賀君、6番平古場君、7番牟田君、8番川下君、11番坂口君、12番下平君、以上の8名を指名し、議長、副議長含め10名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（末次利男君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に下平君、副委員長に所賀君が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

### 日程第13 議案第56号

#### ○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第56号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

#### ○9番（見陣泰幸君）

予算書の12ページですね、時間外勤務手当、新規事業の地域づくり事業費補助金、2つありますけど、この時間外勤務手当の4,600千円は、この時間外勤務の理由をお願いします。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この時間外勤務手当というのは、一般会計の職員のいわゆる超勤、日々の正規の勤務の時間外に勤務をしている時間外の勤務手当が、これだけ4,600千円お願いしたいということを出しておるといってございまして。

#### ○9番（見陣泰幸君）

人数と時間がわかれば教えてください。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと人数は今から調べねばわかりませんのですけれども、時間が幾らということではなくて、今後、各課からどれぐらい、10月以降なんですけれども、金額が必要かということでは半年分を聞いたところ、これぐらい必要ですということが出てきましたので、そういうことでこの4,600千円を補正させていただいたということでございます。

#### ○7番（牟田則雄君）

8ページの歳入のところ、中長期在留者住居地届出等事務委託金となっておりますが、これは誰が誰に委託して、どういう場合にこれはやる事業ですかね。

#### ○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

中長期在留者住居地届出等事務委託金、これは国のほうから町に入るお金でございます。そして、その下の外国人登録事務費委託金の減額ですけれども、これについても国から町に

入るお金でございます。

以上でございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、委託は町が受けると、その代償ということでいいわけですね。

**○町民福祉課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

国の事務を市町村が行っているため、国から市町村に委託金が入るということでございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

12ページの企画財政管理費のところですけど、地域づくり事業費補助金1,900千円、これの内容の説明をお願いします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

地域づくり事業費補助金につきましては、当初予算で8件の4,900千円ほど計画をいたしておりましたけれども、今年度、新たにまた募集をいたしまして、結果的に11件の、所要見込みが6,800千円になっております。補正といたしまして1,900千円を計上させていただいております。

内容につきましては、町の特性を生かした独創的で個性豊かな活力あるまちづくりを推進するために、民間の方々によって町内での地域経済の活性化を図るための特産品の開発及び販路拡大事業、それからイベント開催に対しての助成を行うようにしているところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

今、イベント開催と言われましたけど、イベント開催というのは特にどういうところで、どういうふうなのをやるんですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

今年度のイベントの申請は、多良川愛河会が1つと、それから「ゆたたり会」といって、イチゴ狩りでお客さんを呼ぶというイベントをするようにされておりますので、今年度のイベントについてはこの2件でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

18ページの商工費の商工振興費のところの情報発信ラジオ番組制作運営事業委託料ということではありますが、この事業の内容ですね、ちょっと詳しいところを、どういった局で

あるとか大体のところを教えてくださいと思います。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

商工振興費の11,706千円の情報発信ラジオ番組制作運営事業委託料ですけれども、内容といたしましては、県の緊急雇用の積み残しがございまして、その中で2次募集がございました。企画商工課のほうでは、これを利用いたしまして、太良町独自のラジオ番組をつくりまして、それをラジオ会社に委託をするわけなんですけれども、そこで雇用が4人生まれます。佐賀県に30分——1週間に1日ですけれども、それから福岡県のほうで10分の放送枠をつかって、太良町を大々的にPRする事業でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

佐賀で30分、福岡で10分、これは週にそうなのか。あと、これは局としてはどういった局でやるのか、お教えできますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

1週間に佐賀県が1日、それから福岡県が1日になります。それで、曜日は10月に放送の枠が見直されるということで、予算をいただいたら早速契約をして、曜日等はそれから決まっていくようになります。

委託先は今からになりますけれども、一応ラジオ局のほうにお願いをするようにいたします。

**○1番（田川 浩君）**

ラジオ局はわかっていますよ。どの局かということを知りたかったんです。

それと、予算の配分なんですけど、それをちょっと一緒にお教えいただけますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

予算の金額においては全額補助金でございますので、緊急雇用基金のほうを流用いたします。

局につきましては今から提案していただいて、うちのほうで予算をいただいたら決めていきたいと思っております。

**○12番（下平力人君）**

20ページの消防施設、また整備は大体、太良町全体、完了しておるか、お尋ねをします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

済みません、ちょっとよく聞き取れなかったもので、もう一回お願いしてよろしいですか。

**○12番（下平力人君）**

20ページの消防施設整備費補助金ということで、野上、針牟田に今度補助を出してありますけれども、それに伴って、太良町全体にいわゆる消火、あるいはこういう消火ができる整備が完了しておるのかどうかということをお尋ねしているんです。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

今、ちょっとこれは余談というか、余分な話になるかもしれませんが、防火水槽が142カ所あるんですけれども、それから消火栓が184カ所ぐらいあるようになってるわけですが、それで十分に消火体制が達しているかどうかというのは、まだわかりません。まだこれからは防火水槽を設置してほしいというところもございますので、それで十分満たされているとはちょっと考えにくいと思います。

**○12番（下平力人君）**

今、やっぱり高齢化というのが進む中に、消火体制、これはどうしても必要であろうと思いますし、それと、やっぱり戸数が減ってきますと負担金という部分がございますね。その分できないと、つくれないという、欲しいことはわかるけれども、そこにひっかかってくる部分があるわけですよ。それで、そういうところを、今盛んに言われている弱者対策等々を考慮したときに、当然やっぱりそこまで手を差し伸べてやるというのが必要ではないかなと私は思うわけですね。そこら辺どういうふうな考えお持ちですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

水槽等をつくる場合の地区の負担金というのが1割残るわけですが、その件をおっしゃっているんだと思いますが、これにつきましては、ちょっと町長、副町長といろいろ話はしとるんですよ。その1割負担を以前から各地区にお願いをしておるわけですが、本来ならば、いわゆる町の施設として大体するものですから、そこら辺は今後どういう形がよいのかというのは上司のほうと考えていきたいと。それを撤廃するというか、100%見るか、今までとおりの90%にするのかというようなところも、ちょっと見直しをかけるかどうかわかりません。これはいろんな意図があって多分90%にしてあると思いますので、そこら辺は検討していきたいというふうに思います。

**○12番（下平力人君）**

今説明いただいて大体わかりましたけれども、この補助金というのを、私、前から思っていたのは、太良町全体、行政区全体で見なければもっともっと、人口が多いとか少ないとかというのがございますから、その解消もできるんじゃないかろうかという思いをずっとしてきたんですよ。多いところはやっぱり、それはもちろん、それだけの防火水槽にしても幾らもつくらにゃいかんということもございましょうけれども、プールの的にそれをやっつけていけば、そう負担はかからんんじゃないかなと。これは今、総務課長おっしゃるように、今までの歩

みというのがございますから、そこについてやっぱり、これからこうしますということはなかなかできないかもわかりませんが、できれば、さっきも言うように、やっぱり弱者に目を向けた行政運営ですかね、こういうのはぜひお願いしたいと思います。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

議員がおっしゃるように、そういう面にも目を向けて、さまざまな観点から適正な行政ができるように検討したいと思います。

**○7番（牟田則雄君）**

15ページの児童措置費についてお伺いしますが、今、非常に国のほうも政治が不安定で、5項目が一番下の児童手当に変わったものと思うんですが、今の状況の中でこれはもう実行されたのか、もし実行するとするならいつごろ予定されているのか、お尋ねいたします。

**○町民福祉課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

子ども手当につきまして、24年4月以降につきましては名称が児童手当ということで、正式に名称が変更になっております。以前から子ども手当については、旧児童手当プラス子ども手当の合計で子ども手当ということで、法律が2本立てでやっていたわけですが、紆余曲折が国会内等でありまして、最終的に24年4月以降については児童手当のほうが残って、それだけだと。子ども手当に関する法律は、途中3本ありましたけれども、それはすべて廃案になっております。ですから、24年4月以降は児童手当で支給をするということで、金額についてもゼロ歳から3歳までが15千円。3歳から小学生のうち、第1子、第2子は10千円、第3子以降については15千円、中学生は一律10千円ということで、24年度の当初予算で計上しております金額と同じでございます。

今回補正をいたしておりますのは、ちょうど今年度の6月に支給する分については、前年度の2月、3月分と今年度の4月、5月分、4カ月分を支給いたします。その場合、前年度の2月、3月分については旧子ども手当の分の法律に基づいたものですから、2月、3月分は子ども手当に残して、それ以降の分については児童手当になるということで、今回補正の計上をさせていただいている次第でございます。

以上です。

**○10番（久保繁幸君）**

18ページの林業振興費の分なんですが、タケノコの生産モデル林整備事業ということで書いてありますが、これの事業の内容の説明をお聞かせいただきたいと思います。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

1ヘクタールのタケノコ生産モデル林というようなことで、整備に要する経費の助成で



ざいます。具体的には、竹林の間伐、それから玉切り、粉碎を行いまして竹林の整備を図り、タケノコの増産を図るといようなことで、今回計上をいたしているところがございます。

竹でございますが、高齢竹と言われるもので、5年生以上の竹を対象に間伐をかけていく予定となっております。

以上でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

これは事業主体がどこなのかですね。それと、今後そのタケノコをどれだけぐらいの生産量を見込まれておられるのか、また、売り上げ目標等々はどれだけぐらいの目標をなされておるのか、お尋ねいたします。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

竹林の管理の知識の不足とか、技術不足、特に手入れの不足というようなことで、収穫量が、手入れされた竹林と比較して、現在、町内では大体10分の1くらいであると。今年度については、20トン生でございます。20トン販売をされておりますので、単純にこれに10を掛けて、目標を最終的には200トンまで持っていこうというようなことで、森林組合さんのほうでタケノコ生産組合の事務局をされておりますので、森林組合のほうに交付を予定いたしております。

以上です。（「売り上げは」と呼ぶ者あり）

売り上げにつきましては、平成24年度で1,400千円程度でございますので、単純にこれを10倍しますと14,000千円というようなことで見込みをされておるところでございます。

以上でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

この補助率は、どのような補助率になっておりますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

8割補助でございます。そのうち、5割が県の補助がついております。

以上でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

歳出の12ページを見ていただきたいと思いますが、目の14. 下水道等事業基金費、これで3,729千円の補正となっておりますが、これはどういった補正なのか。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

漁業集落排水事業の決算の剰余金を一般会計のほうに繰り入れて、その繰り入れた分をそのまま下水道事業基金のほうに積み立てるといような予算措置でございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

一般会計のほうにと言われましたけど、漁業集落排水、先を見たときに、だんだん基金等も取り崩されて、やがては使用料等の増加といたしますか、そういったことが見込まれる中ですので、漁業集落排水そのものに基金として持っておくというふうな考えはないわけですか。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

現在のところ、漁業集落排水のほうに繰り出すだけの基金ということではなくて、現在、合併処理浄化槽の上乗せ補助につきましても、この下水道事業基金を取り崩して予算措置をしているということがございますので、全般的に漁業集落だけじゃなくて、下水関係の処理のほうにこの下水道事業基金を充当するというふうな考え方でおりますので、特に漁業集落排水にということではございません。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

この漁業集落排水については、以前からずっと議論されているわけですけど、やがては処理場のいろんな劣化だとかもろもろを考えたときに、この基金というのが果たしていつまでもつのかというふうなこともやっぱり考えられますので、その辺の見通しといたしますか、今後の基本的な考え方というのを聞きたいと思いますが。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今、議員言われますように、施設の劣化、整備等は平成22年度から5年計画で行っております。それで、ことしで3年目に入っておりますけれども、かなりの工事費等を見込んでおります。その中でもやっぱり基金が、私たちの数字的な計算ですけれども、平成40年前後で基金はなくなるのではないかとということを試算はしております。その中で、先ほど財政課長が言いますように、その年度で繰り越した分は、また基金のほうに積み立ててもらって、翌年度にまた活用するというような方法でやっておりますので、先ほど議員からも出ております料金改定、そういったところは、まだなかなか踏み込める場所ではありませんので、今後、上司とも相談しながら、そっちの面では検討していきたいと考えております。

以上です。

**○12番（下平力人君）**

参考までにお尋ねしますが、これは町長にお尋ねしたいと思いますが、18ページの観光費、補正で4,780千円上がっておりますね。これは竹崎地区落石防護柵設置工事でございますけれども、きのう、カニ供養であそこに、現場に行きまして、あそこの入り口のことであろうと思いますが、あの周りを見よると、いわゆる自然石といたしますか、天石で周りを

積んであるわけですよ。そして、あそこをどういうふうな工法でされるのか、わかりませんが、これもあくまでも参考なんですけど、自然石であれば非常に、入り口でもございますから、どうかという思いで帰ってきたところでございます。きょうも言おうか言うまいかということで思案をしましたが、どうしてもそれだけは言っとかにやいかんなど思いました。どうでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

竹崎の下の草スキー場の入り口の件だと思いますけど、確かに地すべりが起きて、景観を加味すれば、周囲の環境に合わせて石積みの大きな石であるのが当然でしょうけれども、その背後地が落ちた場合に石積みに戻るかということで、これは当然、ストーンガードをつけにやいかんと。ストーンガードというのは鉄骨を組んでの土砂崩れ防止ですね。そういった場合に、裏の肉厚があるかどうかで構造的にもてるかと。だから、今の時点では、そこら付近も考えはしたんですけども、普通の擁壁等で、急傾斜、片峰とか波瀬ノ浦でやっておりますね。ああいうふうな擁壁で計画をしたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第56号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 議案第57号

**○議長（末次利男君）**

日程第14. 議案第57号 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第57号 平成24年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第15 議案第58号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第58号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

7ページですね、療養費の補正1,570千円、これはどういった内容なのか、説明してください。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

平成20年に後期高齢者医療が始まりまして、そのときに国保で行っておいりました、はりきゅうの補助を、規則をつくりまして行っておりますけれども、当初、町内にはりきゅう所がここ数年なかったもので、嬉野市、鹿島市さんと広域化で、鹿島、嬉野でも受けてもらった場合に助成をしましようというふうなことでしてございまして、大体年間二、三十万円程度、年間それぐらいだったんですけれども、ことし5月に町内に、はりきゅう施術所ができて、急激に利用者がふえまして、7月末段階で現予算の91%を執行するような状況になりましたので、大体今のここ2カ月程度の状況を見て、補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

整骨院、あるいは、はりきゅうが確かにできてというのはわかりますけど、この保険の対象になりますよというのは全ての治療においてですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

この療養費については、負担金補助金という形、助成金になっております。保険診療ではりきゅうの該当になるのは、医師の同意書なりがあった場合は、それを持って施術所に行かれた場合は保険給付費として保険給付費のほうで支払うんですけれども、通常、ちょっと農

作業で腰が痛くなったというふうなことで、はりに行かれる場合は、1術700円、2術900円という助成で行ってもらおうようにしております。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

見ておりますと、1日置きに行ったりとか、2日置きに行ったりとか、頻繁に行かれる方もおられるようですが、何十回行っても補助をしますよということですか。あるいは、年に何回ですよというふうな制限があるのか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

規則の中に一応制限を設けておりまして、年間60回までということで制限回数を設けております。

以上です。

**○11番（坂口久信君）**

先ほど課長言われたとおりに、地元にはりきゅうとか、そういうする人がいなかったものだから、鹿島、嬉野、そういう経緯を踏まえておりますけれども、今後その辺の取り扱いはどのようになっておりますか。地元にできたわけですから。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

今現在も、町外のほうに施術に行かれている方はごくわずかですが、おられますので、今、鹿島市、嬉野市、太良町で一応協定を組んで委託をしておりますので、現行のままでも今後も行きたいというふうに考えております。

以上です。

**○11番（坂口久信君）**

それはそれでよかったですけれども、鹿島、嬉野さんのほうも、それでよかというふうな状況で、話し合いあたりはなされたのかどうか。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

施術所ができたのが、あそこがオープンしたのが5月の中旬ぐらいだったと思いますけれども、ちょっとそこら辺の具体的なことについては、まだ協議はいたしていません。

以上です。

**○11番（坂口久信君）**

できたばかりやけん、そういう話も追々今から出てくるだろうと思いますけれども、やっぱり地元でこうやってできたわけですから、こういう場合は、嬉野、鹿島あたりからも、まだ今からですから、来たり交流があれば何も問題はなかと思えますけれども、一方的な、今までは我々のところになかったけんが、どんどん行っておられたっですけれども、今度でき

たわけですから、あっちとの交換ですか——交換て言うぎいかんばってん、あっちからこっちに行かれるような状況が今後できれば、広域的に手をつないでいくとも一つのあれと思いますけれども、今後その辺の推移を見ながら、例えば一方的にこっちから行くだけで、鹿島、嬉野あたりから全く来ないような状況であれば、そういう協定あたりもやはり見直さんばいかんとやなかかなという、私個人的には気はしますので、その推移を見ながら、ここ何年か見ながら検討していただければと思いますけれども。

**○健康増進課長（田中久秋君）**

お答えします。

議員言われるとおり、今後の推移を見ながら検討していきたいと思います。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第58号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第16 議案第59号**

**○議長（末次利男君）**

日程第16. 議案第59号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第59号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案

に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

**日程第17 議案第60号**

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第60号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第60号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第18 議案第61号**

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第61号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第61号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第19 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第19. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しておりました別紙付託申出書どおり、閉会中もなお継続して調査をしたい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 日程第20 意見書第3号

○議長（末次利男君）

日程第20. 意見書第3号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）



異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第3号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

#### 日程第21 意見書第4号

○議長（末次利男君）

日程第21. 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第4号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

#### 日程第22 意見書第5号

○議長（末次利男君）

日程第22. 意見書第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」

の構築を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第5号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。今期会期中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これもちまして、平成24年第3回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れで  
ございました。

午前11時36分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証する  
ためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 坂 口 久 信